

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務名 サガン鳥栖懸垂幕更新業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月22日（木曜日）までとする。

3 設置場所 駅前不動産スタジアム 正面入口上部

(佐賀県鳥栖市京町812)

4 業務内容

サガン鳥栖懸垂幕を製作し、駅前不動産スタジアムへ設置する。

更新前の懸垂幕は撤去し処分する。

5 規格等

項 目		仕 様
懸垂幕	枚数	6枚
	サイズ	デザイン部分 (H9,000mm × W4,500mm)
	材質	ターポリン (メッシュ地、インクジェット出力)
	厚み	約0.50mm
	重量	約470g/m ²
	引張強さ	タテ：約220kgf/3cm ヨコ：約220kgf/3cm
	伸び	タテ：約47mm ヨコ：約50mm
	デザイン	発注者より令和6年1月中旬にデータ渡し
その他	設置から1年以内は保証期間とする。 設置から1年後に無償点検を行うこと。 設置時に鉄骨及び昇降機の無償点検を行うこと。	

懸垂幕の生地参考：アドマックス SJM-1034F-1

6 設置期限、設置作業等

(1) 設置期限：令和5年2月9日（金曜日）までに新たに製作した懸垂幕を設置すること。

(2) 設置作業：高所作業用車両で行うこと。

設置に関する損害保険に加入すること。

設置日は鳥栖市スポーツ振興課と調整すること。

(第2案)

(3) 撤去品：撤去品は適切に処分するものとする。

7 事前調査

受注者は、業務執行に先立ち設置場所の状況、その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握のうえ、業務を行わなければならない。

8 報告

受注者は業務完了後に速やかに、報告書を提出するものとする。

9 その他

- ・設置及び撤去期間中は、通行者や関係者に支障がないように細心の注意を払い、必要に応じて安全配慮のため養生設置や警備員等の配置を行うなどの措置を実施すること。
- ・施工の際には、施工部分以外の施設に損害を与えないこと。
- ・委託業務の実施に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
- ・上記に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ佐賀県プロサッカー振興協議会職員に報告すること。
- ・委託業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。
- ・本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、佐賀県プロサッカー振興協議会と協議するものとする。